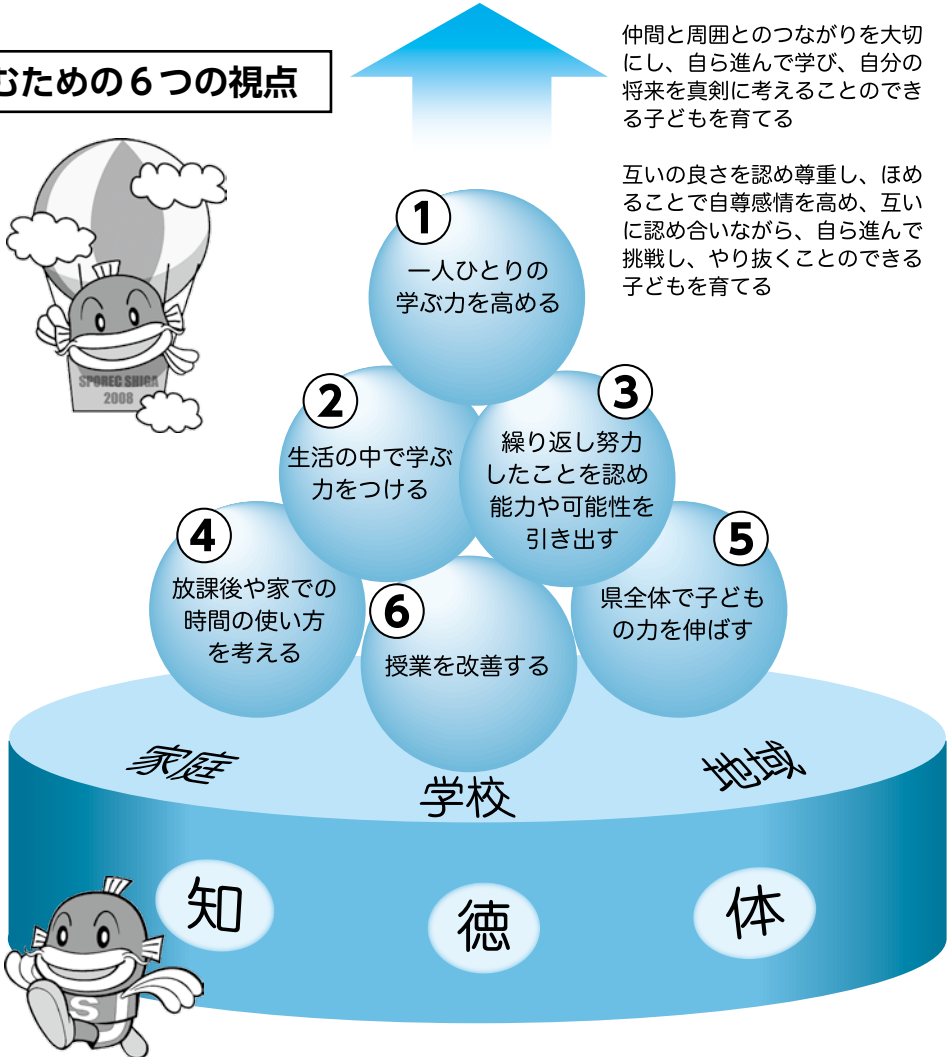


学ぶ力向上 滋賀プラン

夢と生きる力を育てる

学ぶ力を育むための6つの視点



仲間と周囲とのつながりを大切に、自ら進んで学び、自分の将来を真剣に考えることのできる子どもを育てる

互いの良さを認め尊重し、ほめることで自尊感情を高め、互いに認め合いながら、自ら進んで挑戦し、やり抜くことのできる子どもを育てる

学習指導要領の改訂等に関するスケジュール

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)
幼稚園・保育所 認定こども園			全面実施				
小学校	改訂29・31 答申28・12・21	周知・徹底	移行期間	教科書検定	採択・供給	全面実施	使用開始
中学校			移行期間	教科書検定	採択・供給	全面実施	使用開始
高等学校		学習指導要領改訂	周知徹底	移行期間	教科書検定	採択・供給	順次実施 使用開始

学ぶ力を育てる6つの滋賀プラン（進行計画）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・2年スパン（Ⅰ期・Ⅱ期）で4年計画を策定 ・学力・学習状況等の改善の方向性と施策を示す 		Ⅰ期 基礎的・基本的な知識・技能の定着 学び方の指導、学ぶ意欲の向上 学習状況や生活習慣の改善 主体的な学びとなる家庭学習の定着		Ⅱ期 思考力・判断力・表現力の育成 課題発見能力・問題解決能力の育成	
(1)一人ひとりの学ぶ力を高めるプラン	体験活動の推進	＜うみのこ、やまのこ、たんぼのこによる体験活動など＞			
	キャリア教育の推進	＜中学生チャレンジウィーク＞			
	個に応じたきめ細かな指導の推進	＜少人数教育（少人数学級・少人数指導）＞			
(2)生活の中で学ぶ力をつけるプラン	体験を通して学びの基礎を育成	＜学びの基礎体験型学習プロジェクト＞		＜学びに向かう力推進事業＞	＜学びをつなぐ幼小連携・接続推進事業＞
	学び合う学習環境づくり	＜学級活動スキルアップ事業＞		＜道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業＞	
	自他を尊重する集団づくり	＜滋賀県「絆をつむぐ学校づくり」推進事業＞		＜滋賀県いじめ問題サミット＞	
(3)繰り返し努力したことを認め能力や可能性を引き出すプラン	繰り返し取り組み、学ぶ意欲の向上や自信の獲得	＜学年別ステップアップ事業＞			＜学びの基礎ステップアップ事業＞
	個に応じた学習サポートや運動機会の充実	＜放課後等活用事業＞ 補充学習の充実	健やかタイムの推進	予習・復習の充実 体力向上策の充実	＜学びの質を高める学校改善事業＞
	基礎的・基本的な知識・技能の定着	＜学ぶ力パワーアップ事業＞		＜小学校専科指導による学力向上推進＞	＜小学校専科指導推進事業＞
(4)放課後や家での時間の使い方を考えるプラン	放課後等の補充学習、運動機会の充実	＜放課後等活用事業＞（再掲） 放課後の活用を支援	補充学習の充実 運動機会の充実	予習・復習の充実（再掲） 運動機会の充実（再掲）	＜学びの質を高める学校改善事業＞（再掲）
	家庭での学習習慣や主体的な家庭学習の確立	＜家庭学習の充実＞ 授業と家庭をつなぐための参考資料を作成し、児童生徒や保護者に家庭学習の意義や方法を指導		＜湖っ子食育推進事業＞	
	人間関係の育成や生活習慣の改善についての啓発	＜家庭向け各広報など＞ 「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動の展開	リーフレットで学習習慣・生活習慣の改善を啓発	「ぐっすり睡眠・しっかり朝食」生活習慣の改善	
(5)県全体で子どもの力を伸ばすプラン	学校、家庭、地域社会等が一体となり、自己実現を図れるよう支援	＜自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業＞			
	土曜日ならではの豊かな教育環境の提供	＜学ぶ力を育てる土曜学習支援事業＞		＜土曜日の教育支援事業＞	
	体力向上・運動機会の充実	＜体育授業力向上事業＞	＜子どもの体力向上推進事業＞		
(6)授業を改善するプラン	思考力・判断力・表現力の育成	＜学力向上アプローチ事業＞	＜主体的・協働的な学び推進事業＞	＜主体的・対話的で深い学び推進事業＞	＜学びの質を高める学校改善事業＞ ＜「学びの変革」推進プロジェクト＞
	教科指導力の向上	＜教科指導力向上研修＞	＜学ぶ力向上推進リーダー研修＞	＜中学校授業改善推進加配（コアティーチャー）事業＞ 小学校専科指導による学力向上推進（再掲） 小学校専科指導推進事業（再掲）	
	系統的な英語教育の推進	＜しが英語力育成プロジェクト＞			

学校における働き方改革取組方針（概要版）

～教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために～
（～平成32年度）

滋賀県教育委員会

策定の趣旨

- 教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備
- 教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育むための働き方改革を推進



目標

- 超勤時間が月45時間超の教員を減らします
小学校 81.9%（※1） → 40%以下
中学校 88.9%（※1） → 50%以下
県立学校28.6%（※2） → 15%以下
（全教員に占める超過勤務時間が月45時間超の教員数の割合）
- 年次有給休暇の取得を促進します
10.6日（平成28年） → 14日以上
（1人あたり年間平均取得日数）

（※1） 文部科学省が実施した教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）で、1週間あたりの学内総勤務時間数（教諭）が50時間以上の者の割合。
（※2） 県教育委員会の通年における勤務時間把握結果（全教員を対象）において、超過勤務時間数が月40時間以上の者の割合。

取組方針の5本の柱

学校業務の見直し・
効率化
指導・運営体制の充実

部活動における教員の
負担軽減

専門性を持った多様な
人材の活用

家庭や地域の力を
学校に生かす取組

教員の勤務時間管理



長時間労働を改善するための共通の基準

（勤務時間関係）

- 平日の退勤は午後7時までとします
- 週に1日以上は定時に退勤する日を設定
- 月当たり超勤が80時間を超えないようにします
- 夏季休業期間に、1週間以上の集中休暇期間を設定

（部活動関係）

○休養日の設定

- ・中学校：週2日以上（平日1日と週休日のいずれか1日）
 - ・高等学校：週1日以上と4週につき2日以上の週休日の休養日
- なお、大会、練習試合等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動する場合は、その前後の2週の期間内に休養日を設定する

○活動時間の設定

- ・中学校：平日概ね2時間以内、週休日等概ね4時間以内
- ・高等学校：平日概ね3時間以内、週休日等概ね4時間以内

○朝練習は中学校・高等学校ともに原則行わないこと

※運動部活動および文化部活動の競技・部門・種目の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動にかかる基準を適用することが困難な場合、その扱いを市町教育委員会もしくは県立学校で判断



郷土の花 しゃくなげ
(昭和29年2月指定)



県の木 もみじ
(昭和40年10月指定)



県の鳥 かいつぶり
(昭和40年7月指定)



Mother
Lake

表紙について

滋賀県の豊かな学習環境のなかで、個性や能力をもった子どもたち一人ひとりが、主体的な学びの中で、互いの多様性を尊重し、力を合わせ学び合い、夢を実現していく様子を表しています。

平成30年度(2018年度)

学校教育の指針

平成30年3月発行

発行：滋賀県教育委員会

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号